

諮問事項 2

岡山県環境への負荷の低減に関する
条例施行規則の一部改正（案）

平成27年2月

岡山県

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

○ 産業廃棄物処理施設に係る規定の見直し

岡山県環境の負荷への低減に関する条例（以下「条例」という。）第54条の規定により届出義務を課している特定施設については、岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第6で規定しているが、その中の「産業廃棄物処理施設」については、施設の種類の限定がなく、また、昭和48年2月20日に岡山県公害防止条例施行規則別表第3に掲げられてから改正されることなく、平成14年4月1日に施行された規則別表第6に移行され、現在に至っている。

一方、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の特定施設については、昭和56年1月30日に水濁法施行令別表第1（以下「令別表」という。）が改正され「第71号の4 産業廃棄物処理施設」が追加されたが、令別表第71号の4では、産業廃棄物処理施設のうち、対象を汚水等を排出するおそれのある施設に限定した。また、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）施行令も度々改正されてきた。

しかし、規則別表第6については、見直しがなされないまま今日に至り、種々の問題が生じているので、2のとおり、規則別表第6の産業廃棄物処理施設に係る規定を整理する。

○ 土壌汚染に係る溶出量基準の改正、地下水汚染に係る基準及び浄化基準の改正

条例では、有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（以下「有害物質取扱事業所」という。）を設置している者は、その敷地内において、基準を超える土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならないとされている。

この基準の一つである土壌汚染に係る有害物質の溶出量基準は、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）における土壌溶出量基準と同一としているが、1,1-ジクロロエチレンについて、土対法の土壌溶出量基準が平成26年8月1日付けで改正されたため、条例の基準をこれに合わせて改正する。

また、条例における地下水汚染に係る基準及び浄化基準は、水濁法における浄化基準と同一としているが、カドミウム及びその化合物について、水濁法の浄化基準が平成26年11月4日付けで改正されたため、条例の基準をこれに合わせて改正する。

2 産業廃棄物処理施設等に係る規定の整理

(1) 産業廃棄物処理施設（規則別表第6の10の項）

ア 施設の種類（汚水等を生じる施設）について

水濁法（令別表第71号の4）では、廃掃法施行令第7条の産業廃棄物処理施設のうち、原則として汚泥の脱水施設など汚水等が生じる蓋然性が高いものだけを特定施設の対象としている。

したがって、昭和56年に令別表第71号の4が水濁法の特定施設に定められた後は、条例の対象としては汚水等を排出するおそれのない産業廃棄物処理施設が残ったが、そもそもそのような施設（乾燥施設、破碎施設など）を条例で規制することは適当でないので、施設の種類を水濁法と同一とする。（特定施設は、条例第53条第1項において、「汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるもの」と定められている。）

イ 施設の設置者について

令別表第71号の4イでは、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するものに限定され、排出事業者が設置する施設は除外されている。しかし、汚

水等が生じることに変わりはないことから、排出事業者が設置する施設は条例の対象とする必要がある。

ウ 産業廃棄物最終処分場について

産業廃棄物最終処分場は、汚水等を生じるにもかかわらず令別表第71号の4から除外されているが、これは廃掃法において放流水等の基準が設けられているためである。さらに、廃掃法においては、地域との関係も踏まえ設置者自らが廃掃法の基準より厳しい排水基準を許可申請書の維持管理計画に掲げた場合は、その数値が廃掃法上の放流水等の基準となるよう規定が整備されている。

よって最終処分場に対し、条例で排水基準を定める必要はない。

(2) 廃棄物焼却施設のうち廃ガス洗浄施設（規則別表第6の11の項）

令別表第71号の3では一般廃棄物焼却施設が、また、令別表第71号の4では国・地方公共団体・産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物焼却施設が規定されていることから、条例で対象となるのは排出事業者の設置する産業廃棄物焼却施設に係る廃ガス洗浄施設であるが、規則別表第6の10の項で規定する産業廃棄物処理施設に該当する焼却施設に付随する排ガス洗浄施設までを別の特定施設として規制する必要はない。このため、規則別表第6から11の項を削除する。

3 改正の内容

規則別表を次のとおり改正する。

(1) 産業廃棄物処理施設に係る規定

第6の10の項中「産業廃棄物処理施設」の下に「（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するものを除く。））」を加える。

第6の11の項中「廃棄物焼却施設のうち排ガス洗浄施設」を削る。

(2) 土壌汚染に係る溶出量基準

第7の15の項中「1,1-ジクロロエチレン」の基準値を0.02mg/Lから0.1mg/Lに改める。

(3) 地下水汚染に係る基準及び浄化基準

第9の1の項中「カドミウム及びその化合物」の基準値を0.01mg/Lから0.003mg/Lに改める。

参考 1（産業廃棄物処理施設の関係法令に係る経緯）

- S45. 10. 30 岡山県公害防止条例施行規則制定
- S48. 2. 20 岡山県公害防止条例施行規則の全部改正
汚水に係る特定施設として別表に「産業廃棄物処理施設」が掲げられる。
- S52. 3. 15 改正廃掃法施行令が施行
産業廃棄物最終処分場が設置届の対象施設に追加される。
- S56. 11. 30 水質汚濁防止法施行令の一部改正
特定施設として「第71号の4 産業廃棄物処理施設」が追加される。
- H14. 4. 1 岡山県環境の負荷の低減に関する条例施行規則の施行
岡山県公害防止条例施行規則別表はそのまま引き継がれる。

参考 2（土対法の土壌溶出量基準の改正の概要）

- (1) 改正日 平成 26 年 8 月 1 日（同日施行）
- (2) 改正の内容
1,1-ジクロロエチレンに係る土壌溶出量基準が、0.02mg/L から 0.1mg/L に改正された。
- (3) 改正の経緯
平成 21 年に公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）が改正され、また、平成 26 年 3 月 20 日に 1,1-ジクロロエチレンの土壌の汚染に係る環境基準が「0.02mg/L 以下」から「0.1mg/L 以下」に改正されたことを受け、土対法に基づく土壌溶出量基準が改正されたものである。

参考 3（水濁法の浄化基準の改正の概要）

- (1) 改正日 平成 26 年 11 月 4 日（施行：12 月 1 日）
- (2) 改正の内容
カドミウム及びその化合物に係る地下水の浄化基準が、0.01mg/L から 0.003mg/L に改正された。
- (3) 改正の経緯
人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況の推移等を踏まえ、平成 23 年 10 月 27 日にカドミウム及びその化合物について、水質環境基準及び地下水環境基準が「0.01mg/L 以下」から「0.003mg/L」以下に改正されたことを受け、浄化基準が改正されたものである。
有害物質に係る地下水の浄化基準は地下水環境基準と同じ値で設定されている。

参考 4（県条例に基づく基準等の説明）

- (1) 有害物質
カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（28物質）
- (2) 土壌汚染に係る溶出量基準・地下水汚染に係る基準
条例第65条では、有害物質取扱事業所を設置している者は、その敷地内において土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならない。」とされているが、この際の土壌及び地下水の汚染の有無を判断する際の基準である。

(3) 地下水汚染に係る浄化基準

有害物質取扱事業所において、有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、人への健康被害が生じることを防止するために、知事が事業者に対し、必要な限度において地下水の浄化を命ずることができるとされているが、この際の浄化の基準である。

別表第6（第33条、第38条関係）

特定施設

	施設名	規模
1	練り製品製造業の用に供するらいかい施設	すべてのもの
2	飲食店営業又は給食施設の用に供する洗米機	すべてのもの
3	豆菓子製造業の用に供する湯煮施設(蒸気を使用するものを含む。)	すべてのもの
4	はし製造業の用に供する樹脂除去施設	すべてのもの
5	コルク製品製造業の用に供する成型機	すべてのもの
6	液化石油ガス容器洗浄施設	すべてのもの
7	窯業及び土石製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	すべてのもの
8	鋳物砂の洗浄施設	すべてのもの
9	アスファルト製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	すべてのもの
10	産業廃棄物処理施設	すべてのもの
11	廃棄物焼却施設のうち廃ガス洗浄施設	すべてのもの
12	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第百60号）第6条に規定する施設をいう。）に設置されるちゅう房施設	業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）が160平方メートル以上の事業場に係るもの
13	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	総床面積が120平方メートル以上の事業場に係るもの
14	飲食店（次項及び16の項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設	総床面積が140平方メートル以上の事業場に係るもの
15	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設	総床面積が210平方メートル以上の事業場に係るもの
16	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設	総床面積が500平方メートル以上の事業場に係るもの
17	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）に設置されるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設	すべてのもの
18	地方卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第4項に規定するものをいう。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場	すべてのもの
19	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第百85号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設	屋内作業場の総面積が650平方メートル以上の事業場に係るもの
20	特定施設を設置する工場等から排出される汚水（条例第2条第6号に規定する公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設	すべてのもの

備考

- この表に定める施設は、特定施設が設置される工場等から条例第2条第6号に規定する公共用水域に排水を排出するものに限る。ただし、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はみなし指定地域特定施設を設置する工場等に設置されるものを除く。
- この表に掲げる施設のうち12の項から19の項までに掲げるものについては、湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域についてのみ適用する。

別表第7 (第41条関係)

土壌汚染に係る溶出量基準

有害物質の種類		基準値
1	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム
2	シアン化合物	検液中に検出されないこと。
3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5	六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	検液1リットルにつきひ素0.01ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検液中に検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
12	ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
13	四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
20	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
21	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム
22	N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
23	ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
24	セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム

備考 この表に掲げる基準値は、平成15年環境省告示第18号(土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第9 (第41条、第44条関係)

地下水汚染に係る基準及び浄化基準

有害物質の種類		基準値
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム
2	シアン化合物	検出されないこと。
3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.01ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	1リットルにつき0.1ミリグラム
16	1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	1リットルにつき0.002ミリグラム
20	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	1リットルにつき0.006ミリグラム
21	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	1リットルにつき0.003ミリグラム
22	N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1リットルにつき0.02ミリグラム
23	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
28	塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム
29	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム

備考 この表に掲げる基準値は、平成8年環境庁告示第55号(水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則新旧対照表

備考略	十二～二十略	十一 削除	十 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七号、第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設（国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するものを除く。）	一～九略	施設名	規模	新
			すべてのもの				
備考略	十二～二十略	十一 産業廃棄物焼却施設のうち廃ガス洗浄施設	十 産業廃棄物処理施設	一～九略	施設名	規模	旧
		すべてのもの	すべてのもの				

別表第七（第四十一条関係）
 土壌汚染に係る溶出量基準

備考略	二〇二十九略	有害物質の種類	一 カドミウム及びその化合物	基準値
			〇三ミリグラム 一リットルにつきカドミウム〇・〇	
備考略	一〇十四略	有害物質の種類	十五 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	基準値
			検液一リットルにつき〇・一ミリグラム	
備考略	一六〇二十六略	有害物質の種類	十六 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	基準値
			検液一リットルにつき〇・一ミリグラム	

別表第七（第四十一条関係）
 土壌汚染に係る溶出量基準

備考略	二〇二十九略	有害物質の種類	一 カドミウム及びその化合物	基準値
			一リットルにつきカドミウム〇・〇 一ミリグラム	
備考略	一〇十四略	有害物質の種類	十五 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	基準値
			検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム	
備考略	一六〇二十六略	有害物質の種類	十六 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	基準値
			検液一リットルにつき〇・一ミリグラム	